

## 第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備 その他支援の実施に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- 本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成する必要があります。併せて、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を含めて、幅広く確保し育成していく必要があります。

このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者）、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援します。

特に、地域の将来の農業を担うため規模拡大に意欲的な経営体に対しては、農地の集積・集約を図り、効率的に生産を行うための設備投資や労働力確保の取組を強力に支援します。また、千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と連携し、経営体の法人化や財務管理の改善、雇用導入等の取組を推進します。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応・情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受入から定着のサポート、就農資金の活用促進など、千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と連携して一貫した支援を実施します。

- 中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施します。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行います。このほか、企業からの農業相談への体制を整備し、企業による農業参入の推進を図ります。
- 生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、農作業請負による労力補完やスマート農業技術等を活用して省力的に農作業を行う、農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進します。

## 2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

- 農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定により、県において農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供等を行います。  
また、県では、以下①～④の業務を行います。
  - ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
  - ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
  - ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応
  - ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整
- 県農林水産部担い手支援課は、年度毎に業務の運用方針を運用規程等として定めます。  
また、業務の実施に当たっては、県担い手支援課が中心となり、各農業事務所、千葉県農業者総合支援センターとともに進め、(公社)千葉県園芸協会、(一社)千葉県農業会議、(一社)千葉県農業協会、千葉県農業協同組合中央会、全国農業協同組合千葉県本部、(公財)千葉県産業振興センターと相互に連携してサポートを行います。
- 農業者や就農希望者からの相談に対しては、千葉県農業者総合支援センターに総合相談窓口を設置するとともに、経営関係は県担い手支援課及び各農業事務所、就農関係は前述の機関に加えて(公社)千葉県園芸協会、(一社)千葉県農業会議にも相談窓口を設置し、関係機関が連携して就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行います。

## 3 都道府県が主体的に行う取組

- 県は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、農業の魅力、市町村・地域毎の受入体制、具体的な生活のイメージ等について、PR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信します。  
また、県では新たに就農しようとする青年等に対して就農相談や農業法人への就農あっせん、先進農家への研修紹介を行います。加えて、県立農業大学校において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に添ったきめ細やかなサポートを行います。  
さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、地域の農業者との意見交換会の開催等に加え、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかけ、就農前後の資金交付や農業機械・施設等の導入支援を図ります。また、就農直後の青年等を対象に、農業経営体育成セミナーを開催します。

- 認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、各農業事務所において指導等を行います。
- 本県農業を力強くけん引するリーダーの育成を図るため、財務管理のセミナーなど経営者の能力向上に向けた研修会を農業経営の段階に合わせ継続的に開催します。
- 農業経営の法人化の推進や、アグリトップランナー<sup>※</sup>や企業的経営体など高度なニーズに対応するため、研修会の開催や専門家派遣等による個別支援の充実化を図ります。また、規模拡大や生産力の向上、省力化を図る経営体に対し、補助事業や農業制度資金の活用を促進し、農業施設や機械等の設備整備を支援します。  
※) アグリトップランナー：売上3,000万円以上の経営体の呼称です。
- 経営拡大等に伴い必要となる労働力の安定確保に向けて、雇用の適正管理に向けた研修会の開催や、経営者からの雇用相談に応じ、専門家派遣による支援を行うとともに、就業者が安心して働くための就業条件や雇用環境を整備する農業者の取組に対し助成します。また、農業支援サービスや農福連携など、多様な労働力を確保するための取組を推進します。
- 集落機能を支える小規模経営の農業者が農業を継続できるよう、新たな特産品の生産や加工品の開発等の取組を支援します。また、地域ぐるみでの効率的な営農につながる集落営農組織などの組織経営体の設立・育成を支援します。

#### 4 関係機関の連携・役割分担の考え方

- 県は、関係機関との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談対応や人材確保に係る支援を行います。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行います。  
市町村は、就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートします。  
市町村農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行います。  
農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行います。  
千葉県農業者総合支援センターは、農業者や就農希望者からの様々な相談に、総合相談窓口として対応します。  
(公社)千葉県園芸協会は、就農希望者への雇用就農先の紹介・あっせん等を行います。  
(一社)千葉県農業会議、農地中間管理機構、市町村農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等

を行います。

株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスをを行います。

県は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行います。

県、千葉県農山漁村発イノベーションセンター、(公財)千葉県産業振興センターは、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行います。

県は、個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行います。

- 収穫・出荷調整作業等の代行や人材供給などを行う農業支援サービス事業者の活用に関し、関係機関はサービス事業者に対して提供サービス内容(料金、対応区域等)に関する情報の提供を働き掛けるとともに、地域のサービス事業者に関する情報の収集及びサービス事業者による農作業の受委託の促進に努めます。

## 5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- 市町村は、区域内の就農受入組織(協議会、農協等)と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県等に情報提供します。  
 県は、市町村から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく情報提供します。
- 県は、就農等希望者(農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者)、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町村を調整し、市町村の担当者等に紹介します。
- 県担い手支援課及び各農業事務所は、就農等希望者を市町村等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況を随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村等との調整を行います。
- 市町村及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県等に情報提供するとともに、県では就農等希望者とマッチングを行い、市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行います。